

さぬきの海（瀬戸内海）で 漁師にならんなあ！

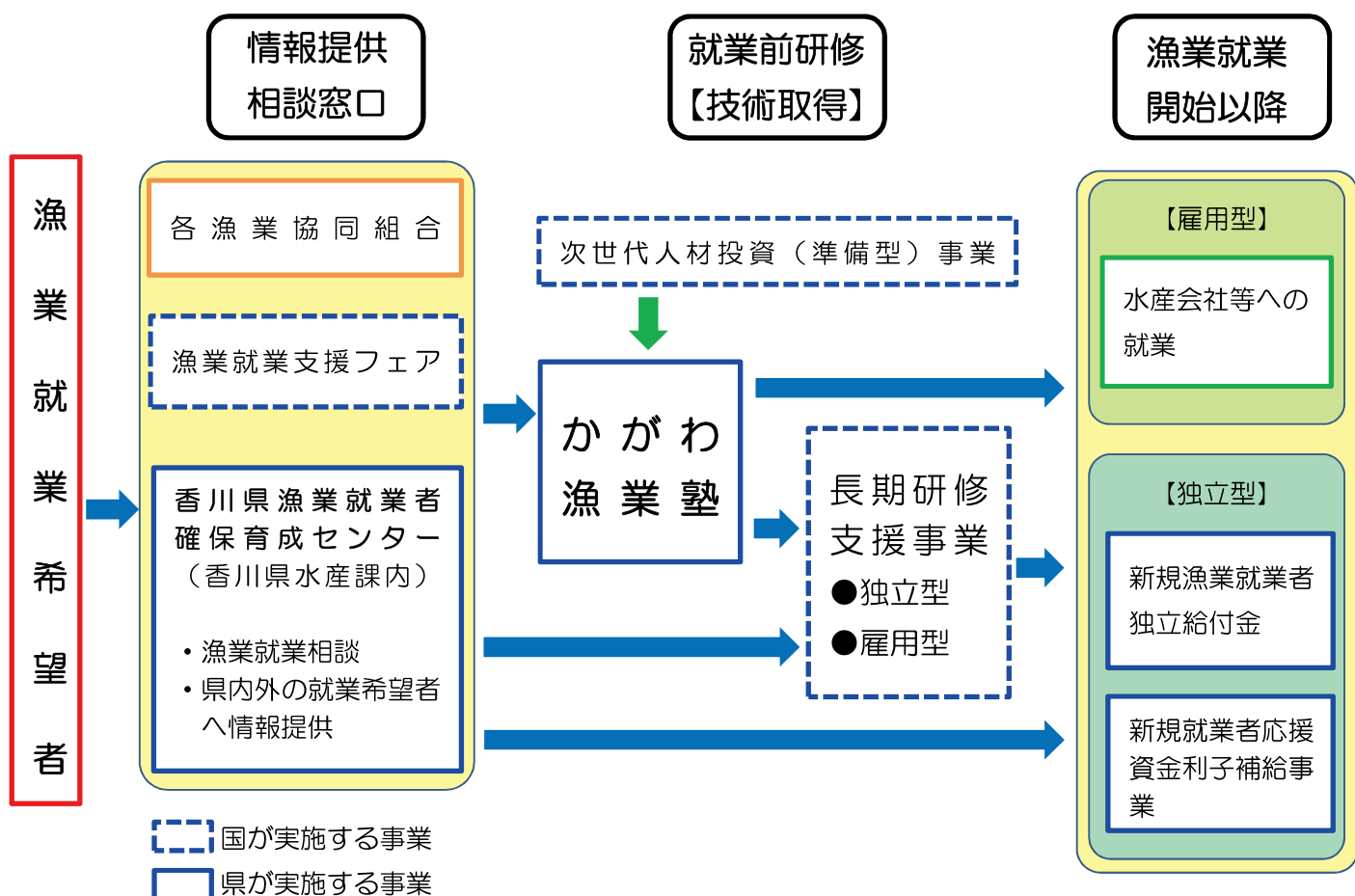


1 はじめに

香川県では、小型底びき網漁業、さし網漁業などの漁船漁業や、県魚「ハマチ」を中心とした魚類養殖業、ノリ養殖業などの養殖業が営まれています。しかし、どの漁業においても、漁業就業者の高齢化や減少が進んでおり、漁業経営体数も減少傾向にあります。

そこで、香川県では、本県の水産業を将来にわたって支える担い手を確保するため、就業から定着・定住までの一貫したサポート体制の充実を図り、新規就業者の確保・育成を推進しています。

2 香川県における漁業の担い手確保・育成支援のスキーム



3 県が実施する事業

(1) 香川県漁業就業者確保育成センター

- 香川県では、香川県農政水産部水産課内に「香川県漁業就業者確保育成センター」を設置しています。センターには、香川県の水産事情に詳しい専任の相談員を配置し、漁業就業者の様々な就業相談に親身になって対応しています。

● 香川県漁業就業者確保育成センター

【電話番号】087-832-3472

【Eメール】ryoushi-kakuho@pref.kagawa.lg.jp

- 相談できる内容

- ① 県内の水産会社からの求人情報提供

【一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター】<http://www.ryoushi.jp/>

- ② 新規漁業就業者の就業相談・マッチングなどの支援、就業後のフォロー相談などの支援
- ③ 「かがわ漁業塾」事業についての相談
- ④ 県・国の漁業の担い手確保・育成支援事業についての相談

香川県の漁業について
気になることがあれば
気軽にお電話ください。



(2) 「かがわ漁業塾」事業

- 事業内容：漁業知識や地縁の有無にかかわらず香川県で漁師になるために必要な知識や技術を習得する研修を行っています。

研修期間：6か月（5月頃～11月頃）＊概ね月100時間の研修

研修開始時期と終了時期は変更する可能性があります。

募集定員：5名程度

研修内容：講義1か月（水産学概論、水産法規等）、実技5か月（現地研修）

就業相談：受入先とのマッチング（ご希望に添えない場合もあります。）

- 事業主体：一般社団法人 香川県水産振興協会
- 出願資格：① 概ね50歳未満で研修修了後に香川県内で漁業に就業される方
② 自家用車や公共交通機関を利用して指定する研修場所まで移動が可能な方
- 受講料等：受講料は無料。ただし、移動費、宿泊費、食費、作業着等は塾生が負担。
- 支援制度：かがわ漁業塾は国の次世代人材投資（準備型）事業の対象である「漁業学校等」に該当することから、その支援を受けることができます。ただし、塾生それぞれの状況や事業の予算措置状況などにより、支援の対象とならない場合があります。
- 注意点：① かがわ漁業塾は、県内での漁業就業を確約するものではありません。
② かがわ漁業塾修了後は、多くの塾生が現役漁業者による現地研修を受けています。
③ 独立就業をするためには、指導者や所属漁協に認められる必要があり、かがわ漁業塾修了後に直ちに独立就業できないことをご留意ください。

(3) 新規漁業就業者独立給付金

- 事業内容：新規就業者の経営にかかった経費を助成し、独立自営を支援する制度です。
助成金額(令和5年度の場合)最高1年目:150万円・2年目:120万円・3年目:90万円
- 事業主体：漁業協同組合
- 助成要件：
 - ① 県内沿岸漁業協同組合の組合員であり、理事会の承認及び組合長の推薦を得ていること
 - ② 初回申請時の年齢が原則50歳未満であること
 - ③ 就業が「かがわ漁業塾」事業研修(国が指定する漁業学校研修)又は国の長期研修の修了から1年を経過していないこと
 - ④ 申請にかかる主たる漁業において、雇用関係がないこと
 - ⑤ 生活保護等、生活費を支給する他の事業による受給がないこと
 - ⑥ 国税、県税及び市町税に滞納がないこと
 - ⑦ 県債権に滞納がないこと
 - ⑧ 前年所得が要領で定める基準以下の者
【基準所得】1年目:漁業実績がないため基準なし・2年目:300万円未満・3年目:350万円未満
 - ⑨ 受給期間中、毎月一定の日数以上操業をしている者
- 留意事項：事業の予算措置状況などにより、助成の対象とならない場合があります。
- 支給の中止及び返還：
 - ① 給付対象者が助成要件を満たさなくなった場合、支給を中止し、支給を受けた補助金額全額の返還を求めることがあります。
 - ② 補助事業終了後、3年以内に県内沿岸漁業協同組合の正組合員の資格を失った場合、支給を受けた補助金全額の返還を求めることがあります。

(4) 新規漁業就業者応援資金利子補給事業

- 事業内容：新規漁業就業者を対象に、漁船の機関や漁具の急な修繕等に係る資金需要に対応する新規就業者応援資金を融通する融資機関に対し、利子補給を行う制度です。



< 連絡先 >

- 香川県農政水産部水産課 漁協強化・担い手グループ 【電話番号】087-832-3475
- 香川県漁業就業者確保育成センター 【電話番号】087-832-3472

4 国が実施する事業

(1) 次世代人材投資(準備型)事業



- 事業内容：国の経営体育成総合支援事業のうち、次世代人材育成(準備型)事業
漁業への就業に向けて、かがわ漁業塾(都道府県が就業に有効と認める漁業学校)において研修を受ける者に対して資金を交付する制度
給付金額：国の予算状況により決定します。
(注意事項)
 - ①個人の活動状況や事業の予算措置状況により給付の対象とならない場合(給付期間の短縮を含む。)があります。
 - ②給付金は、年2回実施主体から支給します。
- 実施主体：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター
- 給付要件：
 - ①漁業への就業意欲が高く、これまで1年以上漁業に従事したことがないこと
 - ②かがわ漁業塾の卒業後、3親等以内の親族が経営する会社等に従事しないこと
 - ③かがわ漁業塾において研修を受けること
 - ④漁業研修のみを目的としないこと
 - ⑤常勤(週35時間以上で継続的に労働するもの)の雇用契約を結んでいないこと
 - ⑥就業予定時の年齢が45歳未満であること
 - ⑦生活費の確保を目的とした国の他の事業(生活保護、失業給付、農林業の投資・給付金事業等)による資金の交付等を受けていないこと
 - ⑧交付金の給付のみを目的としないこと(明らかに漁業就業の意思がない者は給付対象となりません。)
 - ⑨過去、国の長期研修を受けていないこと
- 次に該当する場合は、全額返還しなければなりません。
 - ①研修修了後1年以内に漁業に雇用就業(継続研修を含む)又は独立・自営就業しなかった場合
 - ②雇用就業又は独立・自営就業を交付期間の2倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合
 - ③研修修了後、3親等以内の親族が経営する機関に就業する場合
- 違反行為による返還条件：
以下のような行為が明らかになった場合、研修生に交付した資金の一部又は全額の返還を求めます。
 - (1)給付要件に違反して資金を受給した場合
 - (2)名義貸し等の行為や研修日数を偽るなどの虚偽の報告を行う、かがわ漁業塾への出席率が低い等、資金の需給を目的とした悪質な行為が認められる場合
 - (3)交付期間中、塾生又は研修生が以下の行為を行った場合
 - ①研修時の安全対策の不備(ライフジャケットの未着用での乗船等)
 - ②研修生による傷害、暴力行為
 - ③その他悪質とみなされる行為があった場合
 - (4)住所変更届を提出しなかった場合(行方不明の場合は住所変更届を提出しなかったものとみなす。)

(2) 長期研修支援制度

- 事業内容：国の経営体育成総合支援事業の長期研修支援事業
漁業者(二次受入機関)と漁協(一次受入機関)が研修計画を策定し、香川県漁連(事業実施機関)の認定を受けた研修(座学・実技)を行う漁業者(指導者)に対して謝金を助成する支援制度です。
 - ・研修生へは指導者からアルバイト料等で労働に対する賃金が支給されます。
 - ・研修期間(香川県の場合)：①独立型：1年以内 ②雇用型：6か月以内
※予算措置状況により助成対象とならない場合(給付期間の短縮含む。)があります。
- 事業主体：香川県漁業協同組合連合会
- 助成要件：
 - ①研修生は漁業経験が通算1年未満で漁業経営をしたことが無い者であること
 - ②受入機関は漁業研修のみを目的としない者であること
 - ③受入機関は研修生のために雇用契約の締結並びに労災に加入すること
 - ④指導者は研修生との関係が4親等以上であること